

## 1 事業名

市道路線の認定

市道 3-209 号線、市道 3-210 号線

## 2 事業の概要

上記 2 路線については、既存道路の一部を対象として売払い申請がなされたことから、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき廃止を行い、当該売払い部分を除いた、大字下富字霞ヶ台 143 番 2 を起点として大字下富字霞ヶ台 141 番を終点とする部分及び大字下富字霞ヶ台 145 番 3 を起点として大字下富字霞ヶ台 139 番 1 を終点とする部分を、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線として再認定するものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の認定を実施している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

道路法

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

認定する 2 路線の場所、幅員及び延長については、議案書添付の案内図のとおりである。